

令和6年第2回（6月）大磯町議会定例会

議案第29号説明資料

令和6年6月4日

指定管理者の指定期間の変更について

資料

指定管理者の指定期間の変更について-----	1
【参考】指定管理者の指定について（平成30年議案第29号）-----	2

産業観光課

指定管理者の指定期間の変更について

1 変更概要

平成30年5月31日付けで指定管理者を指定しました大磯港賑わい創出施設の「指定の期間」について、令和8年3月31日まで1年間延長とする指定期間の変更を行うものです。

2 変更理由

大磯港賑わい創出施設の整備工事については、「平成32年（令和2年）4月1日から平成37年（令和7年）3月31日まで」の5年間と定めていましたが、大磯二宮漁業協同組合での施設解体工事の遅れや新型コロナウイルス感染症拡大の影響により工期が遅延し、完成が約8か月遅れた令和2年11月27日となり、平成32年（令和2年）4月1日からの指定管理を開始することができませんでした。

工期の遅延という町の事情により、実質、指定期間が1年間短い4年間となってしまうことで、指定管理者の公募要件とは異なってしまふことや、指定管理者からの公募時に提出した5年間の施設運営のための設備投資などの収支計画と異なる状況から、指定期間の1年延長の要望を受けていること、また、令和6年1月開催の「大磯町指定管理者候補者選定等委員会」の中間評価での「1年延長」との総合的所見も踏まえ、指定管理の期間を1年延長するものです。

3 変更内容

平成30年議案第29号の議決事項（1 公の施設の名称、2 指定管理者の名称等、3 指定の期間）のうち、次のとおり指定の期間のみ変更します。

指定の期間

変更前	平成32年4月1日から平成37年3月31日まで
-----	-------------------------



変更後	令和2年4月1日から令和8年3月31日まで
-----	-----------------------

指定管理者の指定について

大磯港賑わい創出施設の指定管理者を次のとおり指定するものとする。

- 1 公の施設の名称 大磯港賑わい創出施設

- 2 指定管理者の名称等
 - (1) 所在地
群馬県利根郡川場村大字菰室385番地
 - (2) 名称
株式会社田園プラザ川場
 - (3) 代表者
代表取締役 永井 彰一

- 3 指定の期間 平成32年4月1日から平成37年3月31日まで

平成30年5月31日提出

大磯町長 中 崎 久 雄